

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書についての環境影響評価に関する公聴会の状況

開催日：平成18年9月13日（水）

開催場所：南陽地区会館

公述人：名古屋市住民 1名

日本科学者会議という団体に属しておりまして、環境問題をやっております、愛知のアセスメントの責任者を務めます。

当該事業につきましてですが、きわめて大きな問題があるということでいくつかの点について指摘させていただきます。なお、言葉の中で出てきます番号につきまして、私達が準備書について出させていただいた意見書の番号であります。なお、若干部数持ってきておりますので、あとでも結構ですので、欲しい方は申し出ていただければ差し上げたいと思っております。

まずは、第1に指摘しなければならないことは、この環境影響評価準備書の内容が極めてお粗末にしか作っていない、見解書もそうですが、ということであります。

特に、事業者が名古屋市であるということだけに、他の事業者のよい模範になるというのが当然のことだと考えられますが、率先して私たちに悪い見本を出しているということは、名古屋市が環境都市といいながら、環境影響評価というもののですね、本質をねじまげていくような、そういう内容でしかないという点はですね、環境影響評価準備書あるいは見解書を作成した人たちには、十分な、理解をしていただきたい、というふうに思っております。このような環境影響評価書・見解書がですね、まかり通るようであれば、環境影響評価の自殺行為というふうに言わざるをえないと、まずは指摘しておきたいと思えます。

あとでご指摘しますが、さらに知事から出された見解ですね、見解についてもそれをいくつかを無視するという対応でございます。その点はしっかりと検討していただく必要があるというふうに考えております。

第2に指摘すべきことは、このアセスが、アセス違反、アセス法違反の事前調査を行っているということです。

No.22、23、137、25等々見られますけれども、環境影響評価の手続きを始める前からこの調査をしているという点では、これらは極めてアセスの原則に外れた行為というふうに言わざるを得ないというふうに思っております。その点について、きちんと対応をしていただきたいと思えます。それに輪をかけて、知事から指摘を受けたボーリング調査資料がないということに関してですけれども、斎場施設のボーリング調査さえ行っていないと

いうずさんなアセスであるということも指摘しておかなければならないと思います。

第3に、環境影響評価の程度は極めて小さいと判断されるという極めて身勝手な評価を定めております。これは、環境保全のための措置は講じる必要がないという結論を導くためのですね、違法な、違法というか、まったく環境影響評価の精神を踏みにじる、そういう記述というふうに言わなければなりません。

以下に列挙します、No. 7 8 建設機械騒音は 25dB 増加。25dB 増加するというということは、数百倍のエネルギー量になることを意味します。それを程度が極めて小さいと判断されるとは何事であるか。同じようなことで 104 番、これは建設機械振動 29dB 増加。これは 1,000 倍です。109 番、115 番、121 番、127 番。127 番は濁水予測ですが現状の 2 倍。2 倍というのは極めて大きい。半分にすることがどれだけ大変なことか。騒音や振動ではですね、エネルギーを半分にしても 3dB しか下がらない。それを 29dB ですね、上がった問題がないことにされる、そういう記述はきわめてこちらのほうが問題ではないか。

第4に、寄与は少なく、環境影響評価の程度は小さいと身勝手な評価をしていることです。これも極めて大きな問題です。

No. 46、47、88、89、90、150。こういったところに、非常に大きな問題があります。10dB 以上騒音が増加したり、建設機械の排気ガスのところがですね、2 倍になる、そういう問題があります。また、ダルマガエルの生息地域についてもですね、4分の1の農業振興地域が残るだけなのに、水田環境が広域的に存在するというで問題ないというふうに評価しているという問題がございます。

第5に、評価基準があまりにもひどいということですね。

評価する基準についてさまざまなものを引用しておりますけれど、それが極めて問題である。何か書いてあるものがあれば何でも引用する、というそういう姿勢ですね。例えば、建設機械のばいじんや工事車両のばいじん、No. 51、52、62、63ですけれども、これはスパイクタイヤを禁止する、そういう地域指定要件、それをもって評価をしている。こんなアセスメントは見たことがございません。工事車両についても、110番、122番ですが、市長が道路管理者や公安委員会に要請せざるを得ない要請限度、つまり

これ以上高いと周辺の住民の方に極めて深刻な影響を及ぼすので、これを超えたら何とかしなさい、してくださいというふうに要請すべき、その要請限度値を用いているというのも、大きな問題があります。

それから、No. 33や122の知事意見に対して、ボーリング調査結果や土質調査資料の収集に努めるとしながらですね、「努めましたが、ありませんでした」。準備書ではですね、44ページですが、南陽小、西茶屋荘、きよすみ荘、南陽東中学校の建設時のものが引用してありますけれど、こういうものを造ったときにもいっさい土質調査はしなかったのか。あきれはててものが言えないということでございます。

それから、斎場建設予定地ではボーリングは「これから実施する」。これから実施するなら、その実施をしてからアセスメントをすべきということでございます。

それから、道路騒音ですが、No. 12、13を含めて、原資料には調査地点が示されておりません。引用した資料に調査地点が示されていない、ないからわからないとはそんなアセスメントというものは聞いたことがございません。

あと、26番、病院・学校の具体的名称は出典資料を参照してください、140から142、土地改良区に対して、休耕田の湿田化がされるようお願いしていく。これがアセスメントの対応ですか。

続いて、143番コギシギシの問題、151番生態系の問題等々極めて大きな問題があるというのでございます。

169番には、事後調査の実施の必要性について、採餌や休息・繁殖の場が確保されるようお願いする。「お願いする」のだから、あとはどうなるか、事後調査は必要ない。これもですね、あきればかりでございます。

第6、予測式の再現性が無いのに、再検討せず、言い訳だけして再現性がないことをですね、言い訳をして、修復しようとしなさいということでございます。

No. 59、60、86、105から106、116から117、167ですね、そういうことが問題になるのであります。再現性に問題がないので、いえ、あるのであれば、当然事後調査ぐらいはすべきであるというふうに考えます。

第7は、予測の不備でございます。

例えば大気汚染、No. 43、44等々ですね、NO_x・SPMを予測するのに

ですね、本来は住宅集中地域ですべきであるのに、斎場建設予定地といったですね、かなり離れたところで予測している。このようでは全然問題にならないというふうに思っております。No.55、工事車両ルートについてもちゃんとやっていくべきでありますし、56、61、64等々についてもやるべきです。70から76ではですね、知事意見でも「学校・住宅地と近接しているところではできる限り環境負荷の低減を図ること」とされておりますけれども、予測がされていません。予測せずに低減を図ることがどうやってできるのでしょうか。

No.84、120についてもそうです。123についても、悪臭の類似施設について風下方向の時期の調査が必要であるに対して、「風向きが不安定でした」ということで何が言いたいのかちっともわかりません。

第8は、予測条件がまだまだ不十分であり、これでは検討もできないはずであるということで、例えば、排出量最大の時期は29ヶ月目といいながらですね、予測は27ヶ月目です。何がなんだかよくわかりません。そういう点では、53、73、92から98、107、118、112、114、130から133、163から165などについては大きな問題です。アスファルトはこんなに本当に少なくてすむのでしょうか。少ないという、このことについても明確にすべきです。

最後に第9ですが、事業内容、予測条件は見解に示すだけでなく、評価書に追加すべきであります。

建設道路の高さについてもですね、戸田荒子線は2m、南秋葉線は1.3mとなっておりますけれども、全体としては1.1ということですね、どういうふうに関係するのかをもっと明解にすべきです。

その他指摘したいことはたくさんございますが、終了時間になりましたので、終わらせていただきます。

以上でございます。